

視 察 報 告 概 要

- 1 日 時 平成23年11月14日(月)～11月15日(火)
- 2 場 所 横須賀市及び多摩市
- 3 参加者 活性化推進会議委員
- 4 内 容 下記のとおり

横須賀市議会

視察日時 平成23年11月14日(月)14時～16時

1 議会基本条例について

- (1) 制定年月日 平成22年6月22日制定(全会一致)
- (2) 制定に至った経緯
 - ・平成14年に議会法体系を整備の上、横須賀市議会会議条例を制定
 - ・伊賀市を視察し、より大都市である横須賀市でも策定する機運となった。
- (3) 協議検討した組織等
 - ・平成21年2月26日に議長の諮問機関である議会基本条例検討委員会(10名)を設置。(各会派に人数割り振り+無会派議員代表)
 - ・検討委員会は、平成23年3月18日まで29回開催。平成22年8月2日の第24回以降は運用(一問一答、報告会)を検討。
- (4) 市民意見募集等の方法
アンケートは実施せず、条例素案のパブコメのみ実施。5名から意見があり、回答は議論して作った。結果的に意見は取り入れていない。
- (5) 条例内容で特に議論となった点
一会派(4名)から示された案をベースに修正検討。議論になった点はなし。
- (6) 条例の特色
 - ・第7条(委員会) 予算決算常任委員会を規定。議長以外の40名で構成し、4常任委員会と同じメンバーからなる分科会で審査、委員会への分科会報告、本会議への委員長報告を行う。
 - ・第16条(一問一答方式等) 1回目は一括質疑・一括答弁、2回目以降は一問一答を質問者が選択できる。反問権は認めていないが、質疑等の趣旨を確認できる規定あり。
 - ・第18条(議員の文書による質問) 臨時会を開かず、文書で質問回答をやりとりできる。
 - ・第20条(議員相互の討議の推進) 十分に活用できていない。陳情等での

意見書案を調整するときに利用。

- ・第21条（調査研究機関の設置） 実施なし
- ・第26条（議会制度検討会の設置） 検討会を常設設置とした。

2 議会報告会について

- (1) 報告会の開始年等
第1回は平成23年1月27日。「議会基本条例」をテーマ。参加者約30名1回につき、5か所で開催する。原則4月開催。
- (2) 報告会出席者、メンバーの割り振り方法
 - ・班で役割分担。受付やビデオ操作等は、他の班と相互応援する。
 - ・資料は、議員が作成。
 - ・班構成は常任委員会できじ。新人は新人だけできじ。地域は関係なし。
- (3) 議会報告会の調整組織・機関
 - ・第1回は議会条例検討委員会が中心に実施
 - ・平成23年度からは、「議会報告会等準備会」を設置。予算決算常任委員会以外の常任委員会の副委員長、各会派代表者1名、無会派1名で構成。
 - ・準備会は作業部会であり、資料・ポスター作成、日程調整、報告のポイントのまとめなどを行う。
- (4) 広報等
 - ・広報用ポスターは議員が作成・印刷。公共施設や町内会（400強）掲示。
 - ・横須賀中央駅のYデッキにて昼間と夕方にチラシを手渡し（10名程度参加。一日のみ。）
- (5) 成果と課題
 - ・30名前後しか参加がなく、広報をもっと考える必要がある。
 - ・予算の一部分の説明(事業内容中心)であり、執行機関と同じであった。議会での質問や議論の過程を説明すべきとの意見あり。
- (6) その他
 - ・進行は、司会者がキーポイント。
 - ・参加者アンケートでは、休日にもしてほしいという意見があり、休日開催は今後検討。周知方法として、広報誌や報道も利用し、タウンニュース誌にも掲載された。
 - ・答弁は、司会者が委員長以外の議員を指名する場合もあるし、議員が自主的に答える場合もある。議員個人の考えをどうしても聞きたいと言われるときは、「個人的な意見であるが」と前置きして発言した。必要最小限に個人意見も言うべきという声もあり、今後の検討課題である。
 - ・報告会の結果は、各班で報告書をまとめ、準備会で整理の上、議長に報告する。あわせて、議会報やホームページに掲載することにより報告する。

多摩市議会

視察日時 平成23年11月15日(火) 10時～12時

1 議会基本条例について

- (1) 制定 平成22年3月制定(全会一致)
- (2) 制定までの経緯
 - ・平成16年3月に自治基本条例を修正可決
 - ・議運で先進市視察(4回) 議員研修会(平成20年2月)
 - ・平成19年10月 議会改革特別委員会設置(以後42回、分科会12回、出前委員会15回等実施)
 - ・条文は、議員が一から作成し、全会一致を目指すため、全体会での素案説明及び確認を4回実施(平成20年12月～平成22年1月の間)
- (3) 条例制定に向け協議検討した組織
 - ・議会改革特別委員会
- (4) 市民意見募集の手法
 - ・市民アンケート実施(平成20年2月 対象者1500人)
 - ・議会基本条例素案に対するパブリックコメント実施(平成21年6月)。意見98件。
 - ・出前委員会開催[平成20年5月(3か所) 平成21年1月(3か所) 平成21年6月(9か所)で意見聴取]
- (5) 条例の特色
 - ・章立てを考えてから条文作成。章名には思い入れがある。
 - ・第5条(情報共有と市民意見の把握) すべての会議を公開。
 - ・第9条(決算予算の連動) 事務事業評価も議会独自で実施。予算にどう反映したか説明の場を設ける。
 - ・第12条(議員の質問・質疑及び市長等の反問権)の反問権は、平成22年10月に運用事例あり。文書質問新設。現在議運でルール検討中
- (6) その他
 - ・会期について、通年議会は、結果として取り入れなかった。専決処分の乱用がないよう議長が積極的に動くことを規定した。今後、通年議会も協議の方向である。
 - ・条文を親しみやすいものとするため「ですます調」にしている。
 - ・第13条(討議)は、委員会で意見交換することは進んでいるが、それ以外では、うまくいっていない。
 - ・第12条(反問権)については、意味を問いただすのと反論の両方がある。
 - ・第6条(市民からの政策提案等)は、5件くらいあった。年1件はある。なお、陳情、請願というのは上から目線であるため、「政策提案」とした。

- ・素案から提案まで1年以上かかっているのは、自分たちのことなので、全会一致としたいため、時間をかけた。「自分たちがどういう議会を目指すか」をまず、半年検討した。特別委員会は、週1回ペースで開催した。正副委員長と議運委員長が世話人を務めたが、一步ずつ進める作業を繰り返した。

2 議会報告会について

(1) 報告会の開始年等

- ・議会基本条例について、特別委員会が「出前委員会」15回実施(3年間)
- ・議会報告会を平成23年11月に2か所、2委員会ごとに実施。
- ・ポスター、チラシを議運委員長が作成。(ポスターは議会PRのため、定例会ごとに平成20年から作成)

(2) その他

- ・「意見交換会」を、委員会単位で、テーマを決めて実施しようとしている。報告会は2回したが、去年より参加者の幅は広がった。しかし、テーマを決めないと関心は低い。
- ・司会に捌く能力がないと大変。定数については、市民同士が議論を始めたところもあった。議員は、反論、説明は一切せず、意見として受け止めた。議会や議員の役割が知られていないことがベースにあるため、活動が知られば市民の意見も変わってくる。
- ・報告については、議会として確認していること、委員会ではかり、一致したものを報告し、委員長を中心に答弁している。個人の意見を聞きたいという声もあったが、お断りしている。議会運営委員会が報告会を主催しており、申し合わせはしている。
- ・分担表等の作成も議員が行っている。基本はパワーポイントだが、委員会によっては、寸劇を入れていた。
- ・報告会の会場は、100名定員の会場を設定。議員、手話通訳、要約筆記で30名分くらいのスペースをとるので、56名の市民参加でほぼ満席。
- ・広報と定例記者会見を行った。ホームページ、市議会だよりに掲載。市民活動のコミュニティ誌、ケーブルテレビも活用した。議員のチラシ配りが効果的であった。
- ・報告会について、答えるのは個人なので調整は難しい。今後の課題である。いろんな要求を持った人が来る。市政への要望については、メモをして、理事者に伝えるが、その処理は課題である。
- ・決算予算特別委員長が報告したときに、今年度の話だけでなく、しくみや細かい数字の質問があった。これにどう対応していくか今後の課題。